

# SAKURA セラピストトレーニングスクール契約書 入学規約

## 目的

セラピストとしての技術、知識のブラッシュアップ、レベルの高いプロのセラピストの育成を目的としたスクールです。

## 入学金・受講料

生徒は、別に定める入学金及び受講料を納入してください。

入学金は最終レッスンから一年間の受講がなかった場合に失効となります。

入学お申し込みから7日以内に限『入学金』と『受講料』を口座振込にてお支払い下さい。

一旦納入された入学金は原則として返金しませんが、当校の認めた特別の理由がある場合はこの限りではありません。

受講料は『クーリングオフ』『中途解約』が適用されます。

カード決済は受け付けておりません。

## 契約の解除について

生徒が、クーリングオフを行う旨の書面を当校に発信した時に、契約の解除（クーリングオフ）が発生します。

生徒が、クーリングオフにより契約を解除した場合、生徒は当校に対し、当該解除に伴う損害賠償もしくは、違約金及び利用したサービスの対価並びにその他の金銭の支払いは不要とし、当校は生徒から関連した金銭を既に受領している時は、速やかに生徒に変換する事とします。

生徒はクーリングオフ期間を経過した場合にも、契約の解除（中途解約）が出来ます。

## 抗弁権の接続および保全措置

※前受金の保全措置はありませんので予めご了承下さい。

## 休学、退学

(1) 休学は休学届けを休学希望の一ヶ月前の10日迄に提出ください。最長6ヶ月まで休学が出来ます。届出がなく1ヶ月以上来校がない時は、生徒としての資格を失う事になりますので御注意下さい。

(2) 退学

都合により退学される方は、所定の用紙に必要事項をご記入の上、退学希望月の前月10日までに事務局まで届け出て下さい。

伝染性疾患及び、身体的に支障が発生した場合は、講師又はスタッフの判断にて休学及び退学を勧告する事があります。

## コース変更

コース変更をご希望の方は、前月10日迄に所定の用紙に必要事項をご記入の上事務局まで提出下さい。

その際、発生した差額をお支払い頂き、確認が取れ次第コース変更となります。

## 厳守事項

生徒は、次の事を厳守願います。

(1) 生徒が受講中に発生した盗難に関しましては、当校は一切の損害賠償の責を負いません。

(2) 駐車場における事故・盗難につきましては、一切の損害賠償の責を負いません。

(3) 生徒が定められた講習中に身体上の損害を受けた場合は、ご加入いただいた傷害保険をご利用頂きます。

※なお、突発的病気（心臓病、脳障害）などは、損害賠償の責を負いません。

## キャンセルについて

都合によりキャンセルされる場合は、前日までに事務局までご連絡をお願い致します。

無断、もしくは当日キャンセルの場合は、原則的に単位は消化されたものとみなされ、返金はありませんので、ご了承ください。

上記規約を確認し、同意致します。

年 月 日

氏名

印